

平成30年度

聴講生募集要項

盛岡大学

平成30年度 盛岡大学聴講生募集要項

本学で開講している授業科目のうち、特定の授業科目（保育士養成課程に関する科目を除く）の聴講を願い出た者について、正規課程の学生の学修に支障をきたさない限り、審査のうえ聴講生として聴講を許可する。

1 出願資格

満18歳以上の者

2 出願方法

次の書類等を整えて提出するものとする。一旦受理した書類及び審査料については返還しない。

- | | |
|-----------|-------------------------------------------|
| (1) 聴講生願書 | 本学所定用紙 |
| (2) 履歴書 | 本学所定用紙（願書裏面） |
| (3) 健康診断書 | 視力、聴力、結核その他の疾患、異常等について、出願時3ヵ月以内に医師が作成したもの |
| (4) 写真 | 上半身脱帽、正面背景無し、縦5cm横4cm 同じもの2枚 |
| (5) 審査料 | 5,000円（盛岡大学証紙 5,000円分を願書に貼付のこと。） |

3 出願期間

平成30年2月19日(月)から3月2日(金)まで

ただし、後期開講科目については、8月20日(月)から8月31日(金)までの期間も出願を認める。

4 出願書類提出先

盛岡大学学生部 〒020-0694 岩手県滝沢市砂込808番地

TEL 019-688-5555(代)

5 審査方法

書類審査と面接を行う。面接日については別途通知する。

6 審査結果の通知

審査の結果については、本人に郵便で通知する。

7 聴講許可後の手続

- (1) 聴講許可の通知を受けた者は、聴講届及び別に定める書類に登録料15,000円を添えて、所定の期日までに手続きをしなければならない。
但し、盛岡大学卒業生が聴講生になる場合の登録料は、10,000円とする。
- (2) 授業料は所定の納付書により一括して銀行振り込みとする。
- (3) 所定の期日までに手続きを完了しない場合は聴講生として許可しない。
- (4) 一旦受理した書類、登録料及び授業料は返還しない。

8 授業料

1 単位 12,000 円

但し、実験又は実習を伴う授業については実費を徴収することがある。

9 聴講期間及び履修単位数

聴講期間は、履修する授業科目により、1 年又は6 ヶ月、1 年間に履修できる科目の総単位数は10 単位までとする。

10 その他

- (1) 聴講した授業科目の単位認定は行わない。
- (2) 聴講を許可された後、原則として聴講科目を変更することはできない。
- (3) 聴講生に必要な事項は、学則及び聴講生規程を適用する。
- (4) 外国人に関しては、外国人留学生規程を適用する。